令和６年度版

未就学児をもつ保育士に対する
保育料の一部貸付の手引き

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会

（問い合わせ先）
社会福祉法人千葉県社会福祉協議会
福祉人材確保・定着推進部　資金貸付班（保育担当）

〒260-8508　千葉県千葉市中央区千葉港４－５　千葉県社会福祉センター１階
TEL．０４３‐３０６‐７５７２　FAX．０４３‐３０６‐７５７６
※申請後に申請内容について問い合わせをする場合がありますので、上記の電話番号を携帯電話等に登録してください。

目　次

1　未就学児をもつ保育士に対する保育料の一部貸付について　……　1
（1）目的
（2）実施主体
（3）貸付対象者
（4）貸付金額及び期間
（5）申込期限
（6）貸付利子
（7）貸付金の交付
（8）保育料の変更
（9）返還猶予
(10) 返還免除
(11) 返還

2　申請手続き等について　……　4
（1）貸付けの申請
（2）申請書類
（3）連帯保証人
（4）貸付申込書記入上の注意
（5）その他

3　貸付申請から資金交付までの流れ　……　7

4　貸付後の手続き（返還猶予・返還免除の場合）　……　8

5　貸付金を返還することになった場合の手続き　……　9

6　届出義務・提出書類　……　10

7　各書類の提出時期例　……　12

8　よくある質問　……　13

9　返還猶予又は返還免除を受けることができる従事先施設　……　17

10　様式一覧　……　19

１　未就学児をもつ保育士に対する保育料の一部貸付について

（１）目的

未就学児をもつ保育士に対し、子どもの保育所等の利用に係る保育料の一部貸付を行い、復職を支援することにより、保育人材の確保を図ることを目的とします。

（２）実施主体

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）

（３）貸付対象者

未就学児をもつ保育士であって、次のいずれかの項目を満たす方を貸付対象者とします。ただし、保育士として週２０時間以上の勤務を要し、他の都道府県で保育料の一部貸付を受けていない方等とします。

ア　県内の保育所等※1（千葉市を除く）に新たに勤務する方で２年間※2引き続き業務に従事しようとする意思を有する方

イ　県内の保育所等（千葉市を除く）に勤務し産後休暇又は育児休業から復帰する方で、２年間引き続き業務に従事しようとする意思を有する方

※１　保育所等は「９　返還猶予又は返還免除を受けることができる従事先施設」（19・20 頁）を参照

※２　２年間引き続き勤務する期間内に、育休や療養休暇、求職活動により保育業務の中断期間が発生した場合は、所定の手続き後、免除到達年月が当初より変更されます。

（４）貸付金額及び期間

ア　金額は未就学児の保育料の半額とし、月額２７，０００円を上限
（１００円未満切り捨て）

イ　期間は就職・復職した月から１２か月分となります。

（５）申込期限

ア　一次募集
令和６年７月１日（月）～令和６年８月３０日（金）必着
※就職・復職が令和６年２月１日～令和６年７月 31 日の方のみ受け付けます。

イ　二次募集（令和６年８月１日以降に就職・復職された方）
就職・復職された月の翌月末日までにお申し込みください。（必着）
※令和７年１月末以降に就職・復職された方は、令和７年度にお申し込みください。

※申請書類や貸付決定後に発行する借用証書を県社協に送付する際は、「レターパック」「簡易書留」「特定記録郵便」等で郵送してください。
なお、借用証書は折り曲げずに同封してください。

（６）貸付利子

貸付利子は無利子です。

（７）貸付金の交付

交付は原則年２回となります。

保育料が毎年４月と９月に変更されることから、原則として４月分から８月分と９月分から翌年３月分にそれぞれ分けて貸付金を交付します。

ただし、年度途中に就職・復職された場合、交付が３回になる場合があります。

（８）保育料の変更

４月と９月に保育料が変更されることから、保育料が確認できる書類（保育料決定通知書の写し等）をその都度提出してください。

なお、保育料の変更の有無に関わらず、次の書類を提出してください。

ア　保育料が変わらない方
　・保育料が確認できる書類（保育料決定通知書の写し等）

イ　保育料が変更となった方
　・保育料が確認できる書類（保育料決定通知書の写し等）
　・貸付契約事項変更届（第１３号様式）

※各書類を提出後、保育料が変更となった方には県社協から「貸付変更決定通知書」を送付します。
※貸付金が増額となった方は借用証書を併せて送付しますので、後日、提出ください。この場合、改めて借受人・連帯保証人の印鑑登録証明書の添付が必要となります。

（９）返還猶予

貸付金の返還免除に至るまでの期間、次の条件に該当する場合は返還猶予の申請をしてください。

ア　県内（千葉市内を含む）の保育所等で児童の保護等（保育等の業務）に従事しているとき（「指定業務従事猶予」「復職による猶予」）

イ　災害、疾病、負傷等やむを得ない事由により、返還債務の履行ができないと認められるとき（「産休・育休猶予」「療養休暇猶予」「求職活動中の猶予」等）

※保育所等を離職し、求職活動を行っている場合や、妊娠・出産に伴い産休・育休を取得した時や離職した場合は、やむを得ない事由として、原則、最長１年間の返還猶予申請が可能です。

※その場合、各種猶予申請書類の提出が必要です。ただし、保育士業務を２年間継続して従事する期間中に、上記の事由等で猶予（保育士業務を中断した期間）が発生した場合は、その期間、当初の免除到達年月に加算されます。（免除到達年月が延びます。）

※産休・育休 業を取得した場合や、離職や転職した場合は、その前後に累計で２年間従事することで返還免除となります。

（例１）令和６年４月から県内の返還猶予・免除対象施設に就職（又は、在籍している従事先へ復職）し、２年間継続して保育士業務に従事した場合

→　令和８年３月に返還免除に到達します。

（例２）上記のケースで、令和７年４月から令和８年３月までの１２か月間を「産休・育休」取得及び猶予申請を行った場合

→　（当初の免除到達年月）令和８年３月＋（保育業務を中断した期間）12か月間＝令和９年３月に返還免除に到達します。

（10）返還免除

借入後※２年間引き続き県内の保育所等において児童の保護等（保育等の業務）に従事した場合、申請により貸付金の返還が免除されます。

※貸付期間中又は貸付返還猶予期間中に産休・育休 業を取得した場合や、離職や転職した場合は、その前後で累計２年間業務に従事することにより返還免除となります。

（11）返還

返還免除の要件に該当しない場合は、全額返還となります。

ア　返還方法

返還事由が生じた月の翌月から、貸付けを受けた月数の２倍に相当する期間内に所定の方法（一括払い又は月賦、半年賦、年賦の均等払い）で返還をしていただきます。

（例）貸付期間：10か月

貸 付 額：27,000円×10か月＝270,000円

→　この場合、返還開始月から20か月以内での返還となります。

イ　延滞利子

返還期間内に返還されない場合は、延滞元金に対し年３．０％の延滞利子を徴収します。

※返還の際は、県社協会長名義の口座に送金してください。（口座振替ではありません。）

※振込手数料は、本人負担となります。

２　申請手続き等について

（１）貸付けの申込み

申込書と以下の必要書類を揃えて郵送で県社協に申請してください。

千葉県保育料の一部貸付申込書　（第１号様式）

※申込書には印鑑登録証明書と同一の印を押印してください。（認印は不可）

※200 円の収入印紙を貼付し、印紙と申込書にかかるように消印（申請者又は連帯保証人の印）を押してください。

ア　申請者・連帯保証人共通

（ア）住民票

※申請書類提出日から３か月以内に発行の原本

（イ）印鑑登録証明書原本

※申請書類提出日からみて３か月以内に発行の原本

※「個人番号」「住民票コード」「本籍地」を省略し、子を含んだ世帯全員分の記載（「続柄」の記載）があるもの

※申請者と連帯保証人が同一世帯の場合は１通で可

※申請者と連帯保証人が別世帯の場合は各１通必要（連帯保証人は自身のみの住民票で可）

（ウ）顔写真付き身分証明書の写し

※運転免許証・パスポート・マイナンバーカード等

※所持していない場合は、健康保険証の写しと公共料金のハガキの写し等をセットにして提出してください。

（エ）「保育士修学資金等貸付事業」の申込・利用にあたって個人情報の取扱いについて

※同じ様式内に申込者・連帯保証人が、自署で署名捺印してください。

イ　申請者のみ

（ア）保育料が確認できる書類（保育料決定通知書の写し等）

（イ）従事先施設の在職証明書

（ウ）保育士証の写し

※申込み時点で、現在の姓と保育士証に記載されている姓が一致していない場合は、保育士登録事務処理センターで「現在の姓」への改姓手続きが必要です。

※申込み時に暫定で、旧姓分の保育士証の写しを提出することは可能ですが、改姓手続きが完了次第、速やかに改姓分の保育士証の写しを提出してください。（その際は、「改姓分の保育士証の写しの提出である」旨を記載し、提出してください。）

ウ　連帯保証人のみ

・前年の所得金額を証する書類

ａ　給与収入のみの方（源泉徴収票の写し等）

ｂ　個人事業者・年金受給者等（確定申告書の写し等）

※申請時直近３か月以内に転職をしている方は、直近３か月分の給与が確認できる書類（給与明細書写等）を提出してください。

エ　対象者のみ

（ア）誓約書（県外に住所のある申請者のみ提出）

（イ）在留カードの写し（日本国籍を有していない申請者・連帯保証人のみ提出）

※在留カードの両面の写しを提出してください。

（２）申請書類

各様式等は、県社協ホームページからダウンロードしてください。

※社会福祉法人千葉県社会福祉協議会

千葉県福祉人材センターホームページ（http://www.chibakenshakyo.net/）

・パソコン：［貸付事業］⇒［②貸付事業（保育分野）］⇒［保育料の一部貸付］⇒［各種様式集］

・ス マ ホ：「千葉県福祉人材センター」トップページ［３本バー］⇒［貸付事業］⇒［②貸付事業（保育分野）］⇒［保育料の一部貸付］⇒［各種様式集］

（３）連帯保証人

以下の要件を満たす連帯保証人が１名必要です。

ア　年収１，５００，０００円以上有する方

※個人事業主・年金受給者の方は、確定申告書等の「所得金額」で審査します。「収入金額」ではありませんのでご注意ください。

イ　申請時点で７５歳以下の方

ウ　県社協が実施する各種貸付金（就職準備金は除く）の借受人及び連帯保証人になっていない方

※他の都道府県で同一の貸付を受けていない方

エ　日本国籍を有する方又は永住者の在留資格を有する方、若しくは特別永住者等の方

※連帯保証人は、貸受人と連帯して債務を保証していただくことになります。従って、無収入の方や生活保護受給者等保証能力のない方は、連帯保証人にはなれません。

万一、借受人の返還が滞った場合には、連帯保証人として債務を負担していただきます。（催告の抗弁権や検索の抗弁権は認められません。）

（４）貸付申込書記入上の注意

ア　訂正がある場合は修正テープを使用せず、訂正箇所に二重線を引いて訂正印を押してください。

イ　消せるボールペンで記入しないでください。

ウ　必要書類の添付漏れ又は記入漏れがある場合には、貸付けの可否を判断することができませんので、必ず記入漏れや添付漏れがないことを確認してください。

（５）その他

申請後に申請内容について、県社協から問い合わせをする場合がありますので、電話番号（０４３－３０６－７５７２）を申請書記載の携帯電話等に登録してください。

３　貸付申請から資金交付までの流れ

貸付申請

千葉県保育料の一部貸付申込書（第１号様式）に必要書類を添付して県社協に提出してください。

↓

審査及び貸付決定

（１）県社協が貸付けの可否を決定します。

（２）貸付けの可否を申請者に通知します。

ア　貸付決定の場合：保育料の一部貸付承認決定通知書と借用証書を送付

イ　貸付不承認の場合：保育料の一部貸付不承認決定通知書を送付

↓

以下は、貸付決定の場合

契　　約

貸付決定者は、以下の書類を速やかに県社協に提出してください。

ア　保育料の一部貸付借用証書（第７号様式）

イ　振込口座（本人名義の口座）の情報がわかるもの（通帳など）の写し

↓

資金の交付

借用証書に記載された借受人本人の口座に貸付金を送金します（分割交付）。

４　貸付後の手続き（返還猶予・返還免除の場合）

借受人が２年間引き続き県内の従事先施設において児童の保護等（保育等の業務）に従事した場合には、申請により返還が免除されます。

なお、結果的に週２０時間以上の勤務時間を満たしていない場合には、返還となります。

※猶予期間中に「産休・育休」「療養休暇」「求職活動中」等の事由が発生した場合、猶予申請が必要です。

※保育業務の中断期間は、当該猶予の前後を合算し実働２年の勤務で免除に到達します。

返還猶予申請　※貸付けを受けた方全員の提出が必要です。

貸付期間終了後、以下の書類を県社協に提出してください。

ア　返還猶予申請書（第９号様式）

イ　業務従事届（現況報告書・業務従事期間証明書）（第１６号様式）

※雇用形態がパート・アルバイトの場合、従事日数内訳書も提出してください。

※令和６年４月～令和７年３月に貸付けを受けた場合、令和７年４月に提出してください。

↓

返還猶予決定

県社協は、返還猶予の可否を決定し借受人に通知します。

・保育料の一部貸付返還猶予承認（不承認）通知書（第１０号様式）

↓

業務に従事

免除期間到達まで、児童の保護等（保育等の業務）に従事（２年間の継続勤務）

↓

返還免除申請

２年間引き続き県内において児童の保護等（保育等の業務）に従事した場合は返還免除の対象になりますので、書類を県社協に提出してください。

ア　返還免除申請書（第１１号様式）

イ　業務従事届（現況報告書・業務従事期間証明書）（第１６号様式）

※雇用形態がパート・アルバイトの場合、従事日数内訳書も提出してください。

↓

返還免除決定

県社協から返還免除の可否を借受人に通知します。

・保育料の一部貸付返還免除承認（不承認）通知書（第１２号様式）

※返還免除が決定された場合は、借用証書を借受人に返却します。

５　貸付金を返還することになった場合の手続き

保育所等を退職し、県内の別の保育所等に改めて勤務しなかった場合などには、貸付金を全額返還していただくことになります。

返還に該当すると思われる場合は、まず県社協に連絡してください。

返還の申請

返還計画書（第８号様式）を県社協に提出してください。

※貸付期間中に離職等により返還となる場合には、停止・再開・辞退等届（第３号様式）を併せて提出してください。

↓

返　　還

（１）県社協から返還決定通知を送付します。

（２）返還決定通知に記載された金融機関の口座へ、決定した返還方法で返還してください。

↓

返還完了

返還完了となった場合には、借受人に借用証書を返却します。

６　届出義務・提出書類

次のいずれかに該当する場合、借受人（借受人が死亡した場合は連帯保証人）は速やかに県社協に必要書類を提出してください。

（１）借受人又は連帯保証人の住所・氏名・従事先・保育料の変更

※確認できる書類も併せて提出してください。

提出書類名	様式番号	事由
・貸付契約事項変更届 （ア）住民票 （イ）住所変更、改姓済の免許証（両面） （ウ）保育料確認書類の写し （エ）マイナンバーカード（両面）の写し	第１３号	・借受人又は連帯保証人の住所・氏名を変更するとき ・従事先を変更するとき ※転職の場合は、転職前後の業務従事届（第 16 号様式）も併せて提出してください。 ・期間途中で保育料の変更があったとき

（２）貸付けを受けた方が返還猶予を申請するとき

提出書類名	様式番号	事由
ア　返還猶予申請書	第９号	・児童の保護等（保育等の業務）に従事しているとき ・（育休や療養休暇、求職活動等から）復職するとき ・やむを得ない理 ~~事~~由により、業務に従事できない又は返還ができないとき
イ　業務従事届（現況報告書・業務従事期間証明書）（第１６号様式） ※雇用形態がパート・アルバイトの方は、従事日数内訳書も提出してください。		
ウ　母子手帳、診断書等		

（３）貸付けを受けた方が児童の保護等（保育等の業務）を２年間従事したとき

提出書類名	様式番号	事由
ア　免除申請書	第１１号	・児童の保護等（保育等の業務）に２年間従事したとき
イ　業務従事届（現況報告書・業務従事期間証明書）（第１６号様式） ※雇用形態がパート・アルバイトの方は、従事日数内訳書も提出してください。		

（４）貸付けを辞退又は退職、休職するとき

提出書類名	様式番号	事由
停止・再開・辞退等届	第３号	・貸付けの停止をするとき ・貸付けを再開するとき ・貸付けを辞退するとき

（５）県内で児童の保護等（保育等の業務）に従事しなくなったとき

提出書類名	様式番号	事由
ア　返還計画書	第８号	・貸付金を返還するとき
イ　業務従事届（現況報告書・業務従事期間証明書） ※退職後返還の場合、従事開始日から退職日まで分	第１６号	・退職時に返還の場合

７　各書類の提出時期例

（１）貸付返還猶予申請の場合

貸付期間終了の翌月に以下の書類を提出してください。

ア　千葉県保育料の一部貸付返還猶予申請書（第９号様式）

イ　業務従事届（現況報告書・業務従事期間証明書）（第１６号様式）

（例）貸付期間が令和６年４月から令和７年３月までの場合は、
令和７年４月が提出時期です。令和７年４月中に提出してださい。

（２）貸付返還 免除 申請の場合

貸付開始月から２年後（継続勤務している場合）の翌月に以下の書類を提出してください。

ア　返還免除申請書（第１１号様式）

イ　業務従事届（現況報告書・業務従事期間証明書）（第１６号様式）

（例）令和６年４月から令和７年３月までの貸付期間の場合は、
令和８年４月が提出時期です。令和８年４月中に提出してください。

（３）他の保育所等へ転職した場合

転職後、速やかに以下の書類を提出してください。

なお、他業種に転職された場合は返還となります。

ア　貸付契約事項変更届（従事先変更分）（第１３号様式）

イ　業務従事届（現況報告書・業務従事期間証明書）（第１６号様式）

※転職前後の従事先の業務従事届が必要です。

※雇用形態がパート・アルバイトの場合は、従事日数内訳書も提出してください。

いずれにおいても、貸付期間の途中又は、その後の貸付猶予期間中に育休等を取得し、保育士業務の中断期間が発生した場合は、上記の提出時期と異なりますので、別途、県社協にお問い合わせください。

８　よくある質問

（１）申請について

Ｑ１　保育料とは具体的に何をさしますか。

Ａ　自治体から通知された「保育料決定通知書」に記載された額になります。
直接契約の場合は、契約書に記載された額となります。

Ｑ２　子どもが幼稚園に通っているのですが、貸付けの対象になりますか。

Ａ　幼稚園の場合は、**保育料の部分のみ対象**となり、給食代や送迎代などは対象となりません。延長保育を利用している場合は、原則利用料が定額の場合のみ対象となります。月々の利用料が変動する場合には対象とすることができません。

Ｑ３　毎週月曜日から金曜日の午後１時から午後５時まで、パートで保育士として働いていますが、貸付けは受けられますか。

Ａ　週２０時間以上保育士として就労していることが必要です。この場合は、時間的な要件は満たしており、週２０時間就労していることの証明が必要です。

なお、雇用形態※は問いませんが、**貸付後に週２０時間未満の就労をしている場合には返還**となります。

※雇用形態がパート・アルバイトの方は、週 20 時間以上又は月 80 時間以上の就労が必要です。

Ｑ４　保育料の一部貸付と就職準備金貸付の併用はできますか。

Ａ　「就職準備金貸付」との併用は可能です。
ただし、申請受付期間は異なりますのでご注意ください。
なお、母子寡婦福祉資金や生活福祉資金などの公的な貸付制度は、保育料の一部と同じ目的で利用している場合は、併用することはできません。

Ｑ５　申請書を書き間違えてしまいました。すべて書き直す必要がありますか。

Ａ　間違えた箇所に二重線を引いて、その上に訂正印を押していただければ構いません。訂正箇所が多く、見づらくなってしまう場合は、お手数ですが書き直しをお願いします。

（２）貸付額について

Ｑ１　子ども２人が保育園に通っています。２人分の貸付けは受けられますか。

Ａ　２人分を対象とすることはできますが、保育士１人に対しての貸付けであるため、子ども２人分の保育料を合算し、その半額（上限２７，０００円）が貸付対象となります。

申請時点の満年齢が、３才以上は保育料の無償化に伴い対象となりません。

なお、貸付金は１００円単位で行っているので、１００円未満は切り捨てとなります。

Ｑ２　貸付途中で保育料が変更となった場合、貸付額は変更されますか。

Ａ　保育料のわかる書類（保育料決定通知書の写しなど）と貸付契約事項変更届を送付していただいた上で、貸付額を変更します。

原則として、４月と９月の保育料変更時期に貸付中の全員の方から、保育料の確認ができる書類を提出していただきます。また、預け先の保育園の転園等の理由により保育料が変更となった場合には、その都度県社協へご連絡ください。

なお、保育料が増額された場合には、改めて借用証書の取り交わしが必要となります。

（３）貸付契約について

Ｑ１　印鑑登録をしていません。手持ちの印鑑を使っても構わないですか。

Ａ　貸付の契約にあたっては、印鑑登録証明書の提出は必須になります。お手数ですが、市町村役場で印鑑登録を行ってください。
※借用証書には、借受人・連帯保証人ともに登録印で押印してください。

Ｑ２　貸付金の振込先を借受人以外の金融機関口座にしたいのですが、可能ですか。

Ａ　貸付金の振込先は、借受人ご本人の口座のみとなります。口座をお持ちでない場合には、金融機関で口座の開設をお願いします。

（４）貸付後の手続きについて

Ｑ１　妊娠したことにより、産休・育休に入ることになりました。貸付金は返還しなければなりませんか。

Ａ　産休・育休を要件に返還猶予申請が可能です。復職後、継続して勤務し、休職前と合わせて２年間児童の保護等（保育等の業務）に従事することで貸付金は返還免除となります。

Ｑ２　貸付期間中に産休・育休に入る場合、休業期間が終了したら貸付を再開できますか。

Ａ　貸付期間中に産休・育休に入る場合、産休・育休期間は貸付ができません。
　また、休業期間が終了した際、当初の貸付期間を超過する場合は、復職後に貸付を再開することはできません。

Ｑ３　２年間勤務する間に、離職や転職した場合、貸付金は返還しなければいけませんか。

Ａ　県内の保育園等で勤務することになった場合は、転職後の勤務と併せて累計で２年間働くことで返還免除となります。離職後、しばらく求職活動をされる場合は、原則１年間の返還猶予を行うことができます。

　県外で働く場合や保育士として勤務する意思がなくなった場合には、返還となります。

Ｑ４　毎月返還していく間に、まとめて返還することは可能ですか。

Ａ　まとめて返還していただいて差し支えありません。貸付金が返還完了となった際には、県社協から返還完了の通知と併せて借用証書を返却いたします。

９　返還猶予又は返還免除を受けることができる従事先施設

区域	法令・通知等		施設等種別
全国			国立高度専門医療研究センター又は独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であって児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号)第２７条第２項の委託を受けた施設
			肢体不自由児施設「整肢療護園」
			重度心身障害施設「むらさき愛育園」
県内施設	児童福祉法	第６条の２の２第２項	児童発達支援センターその他厚生労働省令で定める施設
		第６条の２の２第４項	児童発達支援センターその他厚生労働省令で定める施設
		第７条	保育所、幼保連携型認定こども園、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター
		第１２条の４	児童相談所に設置される児童を一時保護する施設
		第１８条の６	指定保育士養成施設
		第６条の３第９項から第１２項までに規定する業務または第３９条第１項に規定する業務を目的とするものであって、第３４条の１５第２項、第３５条第４項の認可又は認定こども園法第１７条第１項の認可を受けていないもののうち、右記に示すもの	ア　第５９条の２の規定により届出をした施設 イ　アに掲げるもののほか都道府県等が事業の届出をするものと定めた施設であり、当該届出をした施設 ウ　雇用保険法施行規則第１１６条に定める事業所内保育施設設置･運営等支援助成金の助成を受けている施設 エ　「看護職員確保対策事業等の実施について」に定める病院内保育所運営事業の助成を受けている施設 オ　国、都道府県又は市町村が設置する児童福祉法第６条の３第９項から１２項までに規定する業務または同法第３９条第１項に規定する業務を目的とする施設
		第６条の３第９項から第１２項までに規定する業務であって第３４条の１５第１項の事業及び同法条第２項の認可を受けたもの	家庭的保育事業
			小規模保育事業
			居宅訪問型保育事業
			事業所内保育事業
		第６条の３第１３項に規定され、第３４条の１８第１項の規定による届出を行ったもの	病児保育事業
		第６条の３第２項に規定され、第３４条の８第１項の規定により市町村が行うもの及び同条第２項の規定による届出を行ったもの	放課後児童健全育成事業
		第６条の３第７項に規定され、第３４条の１２第１項の規定による届出を行ったもの	一時預かり事業

区域	法令・通知等		施設等種別
県内施設	学校教育法	第１条	教育時間終了後に教育活動（預かり保育）を常時実施している幼稚園
			認定こども園に移行を予定している幼稚園
	就業前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	第２条第６項	認定こども園
	子ども・子育て支援法	第３０条第１項第４号	離島その他の地域において特例保育を実施する施設
	子ども・子育て支援法	第５９条の２第１項に規定する仕事・子育て両立支援事業	「平成２８年度企業主導型保育事業等の実施について」の別紙「平成２８年度企業主導型保育事業費補助金実施要綱」の第２の１に定める企業主導型保育事業を実施する施設

10　様式一覧

様式番号	様式名
第１号様式	千葉県保育料の一部貸付申込書
別　紙	「保育士修学資金等貸付事業」の申込・利用にあたって　個人情報の取扱い
第２号様式	保育料の一部貸付承認（不承認）決定通知書
第３号様式	停止・再開・辞退等届
第４号様式	保育料の一部貸付契約解除通知書
第５号様式	保育料の一部貸付停止通知書
第６号様式	保育料の一部貸付再開通知書
第７号様式	保育料の一部貸付借用証書
第８号様式	返還計画書
第９号様式	返還猶予申請書
第１０号様式	保育料の一部貸付返還猶予承認（不承認）通知書
第１１号様式	返還免除申請書
第１２号様式	保育料の一部貸付返還免除承認（不承認）通知書
第１３号様式	貸付契約事項変更届
第１４号様式	連帯保証人変更申請書兼連帯保証書
第１５号様式	連帯保証人変更承認（不承認）通知書
第１６号様式	業務従事届（現況報告書・業務従事期間証明書）